

◎新潟県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市字栗上段未乙14番1から	新	8.0～40.2メートル	186.3メートル
同市字平内沢未乙31番2まで	旧	8.0～18.4メートル	185.9メートル

備考 路線の重用

全区間県道新座八箇線と重用

-
- 1 道路の種類 県道
 - 2 路線名 新座八箇線
 - 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市字栗上段未乙14番1から	新	8.0～40.2メートル	186.3メートル
同市字平内沢未乙31番2まで	旧	8.0～18.4メートル	185.9メートル

備考 路線の重用

全区間県道十日町六日町線と重用